

日本労働年鑑 第28集 1956年版
The Labour Year Book of Japan 1956

第一部 労働者状態

第三編 労働条件

第三章 労働災害と職業病

第一節 労働災害の概況

一九五四年中における労働災害の発生状況を、まず労働省労働基準局の資料(「昭和三〇年度、安全週間の指標」昭和三〇年五月刊)によってみると次の通りである。

(注)災害によってうける身体の被害もその程度は様々であるが、災害のために休業したものを休業傷害といい、治療を受けて休業するまでもなかった軽度の怪我を不休傷害と呼ぶ、ここでは死亡事故と休業傷害についてだけ述べられる。そして、休業傷害のうちでも休業八日未満の負傷者については、労働基準法施行規則の改正によって、従来毎月報告する立前になっていたものが四半期毎に報告するように改められた結果、報告洩れが多くなった。もともと休業八日未満の負傷災害の報告は余り良くなかった上に、今回の改正で更に報告洩れが多くなっているため、八日未満の休業傷害については統計的観察が不可能になった。

死傷災害発生状況

一九五四年一カ年間に労働災害発生のために死亡または休業傷害を受けたものの数は労働省に報告された数だけで約四七万(休業八日未満を含む)で、その実際数は五〇万と推定される。これを五三年と比較すると第114表の通りである。すなわち、死亡者は約五九〇人(一一・五%)増加し、労災保険で休業補償の対象となる休業八日以上を負傷者は約五・五%増加している。

次に死亡および休業八日以上を負傷者について、産業別にその発生割合をみると(第115表)、製造工業が総数の三分の一を占めて最も多く、次いで建設業(二九・一%)、鉱業(一五・七%)となっている。この割合が五三年に比べて増加しているのは建設業、農林業およびその他の事業がある。

産業別死亡者数

死亡者五、五九九人を産業別にみると(第116表)、建設業の三六・五%、製造工業一九・四%、鉱業一七・九%の順に多い割合を占める。一九五〇年に製造業三〇・五%、建設業二三・六%を占めていたのに比べると、建設業における四カ年間に約一〇〇〇人、割合にして約二倍の増加が目立っている。

死亡原因

産業別死亡者の原因別分布をみると第117表の通りである。すなわち、貨物、自動車等によるものが最も多く全産業で二一・九%を占め、運輸事業、貨物取扱事業ではそれぞれ六二%、三〇%に達している。次いで多いのは落盤、物の倒壊、飛来等によるもので殊に土石採取(六七・九%)、建設(三一・四%)、林業(三二・七%)等で高い割合を含めている。

次に労働省統計調査部編「昭和二九年労働災害統計結果表」(一九五五年四月刊)によって、労働者一〇〇人以上を使用する事業所における災害発生の度数率についてみると第118表の通りである。

「労働災害統計結果表」は常時労働者一〇〇人以上の事業所における休業一日以上の業務上災害の発生状況を毎月あるいは年間にまとめて調査するもので、船員法第一条に規定する船員、駐留軍直営の事業所並に管理、事務及技術者のみを使用する事業所は調査の対象から除かれている。その結果は産業別の度数率、強度数として公表されるが、第118表における度数率はそれである。

なお、度数率、強度率の計算方法並に労働災害の程度の区分、労働損失日数計算の基準は次の通りである。

度数率=(労働災害発生件数÷総実労働時間数)×1,000,000

強度率=(労働損失日数÷総実労働時間数)×1,000

労働不能の程度

一、死亡 即死のみならず、負傷または疾病が原因で死亡したもの(一件当り労働損失日数 七、五〇〇日)

二、永久全労働不能 死亡災害以外で労働災害の結果、永久的に有給労働に全然従事できないもの(同 七、五〇〇日)

三、永久一部労働不能 死亡および永久全労働不能災害以外で(1)身体の一部を完全に喪失したもの、(2)身体の一部の機能を永久に不能にしたもの(同 五五、〇〇〇-五〇日)四、一時労働不能 (一)-(三)以外のもので、不休災害を除き、一日以上労働不能(負傷当日は除く)となった災害をいい且つ医師の認定したもの(暦日による休業日数に三六五分の三〇〇を乗じた日数)

一九五四年の全産業平均の死傷度数率は二九・五三、不具傷害度数率は二・〇一、死亡度数率は〇・二二であった。死傷度数率二九・五三というのは、延労働時間百万時間中に二九・五人の死傷者を出したことを意味する。従っていまかりに労働者一、〇〇〇人の工場で一日八時間、一年三〇〇労働日稼動するとすれば、延労働時間は二四〇万時間になるから、その期間中に七一・八人の死傷者を出した割合となる。すなわち、全国的にみると労働者の七・二%が五四年中に死亡または負傷(休業一日以上)したことになる。また死亡者は一、〇〇〇人について〇・五三人の割合で発生したことになる。

この統計の結果次のことがいえる。

(一)全国で業務上死亡した者または負傷したものは全労働者の七・二%に相当する。

(二)死亡者は労働者一万人について五・三人の割合で発生した。

(三)負傷のうちで不具になったものは、労働者一、〇〇〇人について四・八人の割合で発生した。

以上は各産業の平均であるが、産業間には著しい差異がある。死亡危険性の最も高いのは林業であって、製造工業の一六・六倍、建設業がこれに次ぎ同じく一二倍強に当る。

日本労働年鑑 第28集 1956年版

発行 1955年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2002年3月5日公開開始

